

令和8年度

教職員健康診断結果データ作成業務委託

(単価契約)

仕 様 書

大阪市教育委員会事務局

教職員給与・厚生担当

1 件名

令和8年度 教職員健康診断結果データ作成業務委託（単価契約）

2 契約期間

契約日から令和9年3月31日

3 契約方法

契約は、1カラムあたりの単価契約とする。

4 委託業務の内容と範囲

本業務は、教職員が自己受診した健康診断の結果を本市の教職員健康管理システムに取り込むために必要なCSVデータ（以下「データ」という。）を作成するものである。

本業務において実施する範囲は、次のとおりとする。

(1) 事前の調整

ア 発注者から受注者への、健康診断結果票等の引き渡しに関する調整

イ 受注者から発注者への、データ納入に関する調整

ウ データ仕様にかかる調整

(2) 健康診断結果票等の受け取り

(3) データの作成および納入

(4) データ納入にかかる報告書の作成および納入

(5) 発注者から引き渡しされた健康診断結果票等の適切な保管

(6) 発注者から引き渡しされた健康診断結果票等の返却

(7) その他、本業務の実施に必要な諸調整

5 データ作成の作業要領

データ作成の具体的な作業要領については、本仕様書内「教職員健康診断結果データ作成作業要領」のとおりとする。

6 関係書類の保管について

発注者から受注者に引き渡した健康診断結果票等の関係書類は、適切に保管すること。なお、引き渡した関係書類は、発注者の指示に従い返却すること。

7 健康診断結果票等の運搬について

発注者から受注者へ、健康診断結果票等個人情報を含む資料の引き渡し後から納入までの運搬時は、鍵のかかるケース等を用い、個人情報管理に対し必要かつ十分な措置を講ずること。

## 8 委託料の請求方法

- (1) 発注者は、データおよび指定する資料及び業務完了報告書により、検査を行う。  
受注者は、発注者が行う検査に合格した後に、委託料の支払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。
- (2) 請求額は、検査に合格したデータ数に、消費税及び地方消費税相当額を加えた契約単価を乗じた額とする。

## 9 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と認められる軽微な作業については、発注者と協議のうえ適正に実施すること。また、記載外の事項で問題が生じた場合は、直ちに発注者と協議のうえ実施すること。
- (2) データの納入にあたっては、コンピュータウイルス対策および個人情報管理に対し、必要かつ十分な措置を講ずること。
- (3) 仕様書等について疑義があるときは、質問受付期間内に担当まで問合せ、承認を得ること。
- (4) 契約締結後の本仕様書にかかる疑義は、すべて発注者の解釈によるものとする。

## 10 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階  
大阪市教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当（担当：大越・山際）  
TEL 06-6208-9138  
FAX 06-6202-7053

## 教職員健康診断結果データ作成作業要領

データの作成は、次に定める作業要領により実施すること。

### 1 予定件数・数量

定期健康診断 1,400 件

胃検診 1,700 件

1 件あたり 定期健康診断 330 カラム 胃検診 70 カラム (見込み)

(本市で実施している健康診断を、自己で受診した健康診断で代用することを希望する教職員のうち、発注者において健康診断結果データの作成が必要な者の数)

※予定件数及び1件あたりのカラム数はあくまで概算であり、増加または減少することがある。

なお、請求金額については、単価とカラム数を乗じた額 (小数点以下切り捨て) に、消費税率を乗じたものとする。

### 2 データ作成のスケジュール

発注者から受注者への関係書類の引き渡しおよび受注者から発注者へのデータの納入は、「健康診断結果データ作成スケジュール」(別紙1)に示す各期日までに行うものとする。ただし、期日は協議の上変更する場合がある。

### 3 業務の流れ

本委託業務の流れは、「教職員健康診断結果データ作成 業務フロー図」(別紙2)のとおり。

各事項の詳細は、次のとおり行うこと。

#### (1) 健康診断結果票等の引き渡し

ア データ作成の原票となる「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)は、「健康診断結果データ作成スケジュール」(別紙1)で示す期日に、「人間ドック等結果データ作成依頼書」(別紙3)とともに、発注者から受注者へ引き渡す。

引き渡しは、大阪市役所庁舎内の指定場所で行うことを基本とし、配送は行わない。

なお、受領の際には、その場で「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)の余白に通し番号を記載するなどして、受領件数を確認すること。

イ 「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)および「人間ドック等結果データ作成依頼書」(別紙3)の内容に疑義が生じた場合は、発注者に報告し、取り扱いについて確認すること。

#### (2) データの作成

ア 受注者は、発注者から引き渡しされた「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)から、「健康診断結果データ作成上の注意」(別紙4)に記載のデータ作成に必要な基本項目および検査項目を抽出し、CSV ファイルを作成する。

イ 健康診断の結果は重要な個人情報であるため、作成データに誤りが無いよう細心の注意を払うこと。(作成データを発注者に納入する前に、必ず複数人で入力

等に誤りが無いかを確認すること。)

ウ 作成データには、発注者が指定するパスワードを設定し、個人情報の保護に努めること。

### (3) データの納入

作成データの納入は CD-R を基本とするが、協議の上、発注者が認めるものであればその限りではない。CD-R には、yyyy 年 mm 月 dd 日等納入日を明確に分かるようにすること。

納品データに形式上のエラー等を認める場合は、発注者からの報告をもとに、受注者において作成データの修正を速やかに行うこと。「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)の記載不備により、発注者がデータ作成が不可能であると判断するものについては、発注者がデータの修正を行う。)ファイル名は定期健康診断の結果か胃検診の結果かわかるように、納入日\_定期健診(胃検診).csv とする

なお、作成データの納品時には、「人間ドック等結果データ納品書」(別紙3下部)を添付すること。

### (4) 健康診断結果票等の返却

「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)は、発注者が当該期間のデータ作成業務の完了確認(納品データの形式等にエラーがないことを確認)ができた時点で、受注者に返却を指示する。

返却は大阪市役所庁舎内の指定場所への持ち込みを基本とし、配送は認めない。

なお、返却の際には、発注者がその場で返却件数を確認する。

### (5) 健康診断結果票、CD-R 等の運搬

発注者から受注者へ、健康診断結果票等個人情報を含む資料の引き渡し後から納入までの運搬時は、鍵のかかるケース等を用い、個人情報管理に対し必要かつ十分な措置を講ずること。

## 4 その他

(1) 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し指示を仰ぐこと。

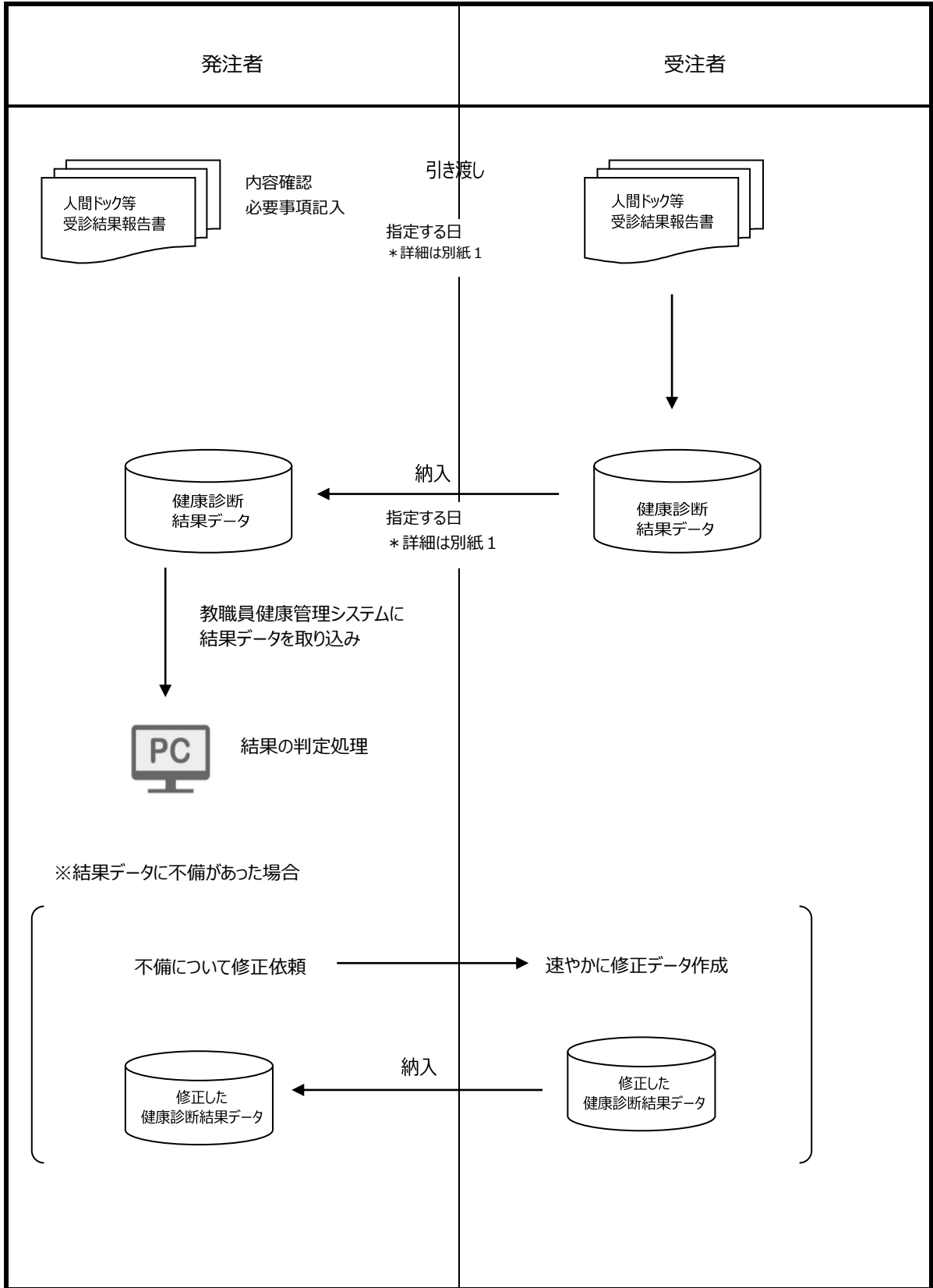
(2) データ作成に必要なコード表等の資料は、契約締結後引き渡す。

## 健康診断結果データ作成スケジュール

	受注者への引き渡し			発注者への結果データ納入		
1	R8	9月8日	(火)	R8	9月24日	(木)
2		9月24日	(木)		10月15日	(木)
3		10月15日	(木)		10月29日	(木)
4		10月29日	(木)		11月17日	(火)
5		11月17日	(火)		12月15日	(火)
6		12月15日	(火)	R9	1月8日	(金)
7	R9	1月8日	(金)		1月21日	(木)
8		1月21日	(木)		2月4日	(木)
9		2月4日	(木)		2月18日	(木)
10		2月18日	(木)		3月2日	(火)
11		3月2日	(火)		3月11日	(木)
12		3月11日	(木)		3月17日	(水)

※上記の日程は、協議のうえ変更する場合がある。

【教職員健康診断結果データ作成 業務フロー図】



※人間ドック等受診結果報告書（別紙 5）等の引き渡し、健康診断結果データの納入スケジュールの詳細は、必ず別紙 1「健康診断結果データ作成スケジュール」を確認すること。なお、日程は協議のうえ変更する場合がある。

## 人間ドック等結果データ作成依頼書

標題について、次のとおり人間ドック等健康診断結果データの作成を依頼します。

依頼年月日	年 月 日	
担当者	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 担当： 電話：06-6208-9138	
引渡件数		
受領確認	担当者名：	件数： 印

---

## 人間ドック等結果データ納品書

標題について、次のとおり人間ドック等健康診断結果データの作成しましたので納品します。

納品年月日	年 月 日	
	( 年 月 日 依頼受付分)	
件数		
担当者	委託事業者名： 担当： 電話：	
受領確認	件数：	印

## 健康診断結果データ作成上の注意

## 1 データファイル仕様

	項目	内容
1	ファイル形式	CSV 形式
2	レコード長	可変長
3	項目区切り	半角文字のカンマ (,) を使用する
4	改行コード	CR/LF 形式
5	文字コード	ASCII+シフト JIS

## 【特記事項】

- ・項目区切り文字は、カンマ (,) とするため、項目や内容にカンマ及びダブルクォーテーション (“) を設定しない。
- ・小数点付きの数値は、小数点を必ず付ける。
- ・小数点付きの数値の場合に、小数部の 0 は省略せず必ずセットする。
- ・日付は半角で、yyyymmdd 形式でセットする。
- ・コードなどで前にゼロが付く場合、前のゼロは省略しない。
- ・ファイルフォーマットの項目が「数字」「英数字」または「カナ」の場合、項目内容は半角文字を設定し、「漢字」の場合は、全角文字を設定する。また、漢字 1 文字につき、2 カラムとする。  
また、名称間等に設定するスペースについても、同様に設定すること。

## 2 ファイルフォーマット

「人間ドック等受診結果報告書」(別紙 5) に記載されている内容について、以下のデータを作成すること。

## (1) データ作成が必要な項目

※定期健康診断・胃検診共通

## ア 基本項目

- ・受付番号
- ・職員番号
- ・性別コード
- ・生年月日
- ・受診日
- ・予定健診種別
- ・実施健診種別
- ・健診実施機関コード
- ・健診実施医師名
- ・胸部エックス線実施機関コード

- ・胸部エックス線実施医師名
- ・ファイル作成日
- ・健診項目数

#### イ 結果項目

※定期健康診断と胃検診により内容が異なる。

##### 【定期健康診断】

- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ・遠方視力（裸眼または矯正）
- ・聴力（左右 1000Hz、左右 4000Hz）
- ・血圧（最高血圧、最低血圧）
- ・腎機能（尿蛋白、クレアチニン）
- ・肝機能（AST、ALT、 $\gamma$ -GT）
- ・痛風（尿酸）
- ・糖代謝（尿糖、HbA1c、血糖（随時または空腹時））
- ・血中脂質（LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪（随時または空腹時））
- ・血液（白血球）
- ・貧血（赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット）
- ・循環器（心電図）
- ・胸部エックス線（胸部 X 線判定、胸部 X 線所見 1～6）
- ・妊娠

##### 【胃検診】

- ・胃検診撮影区分
- ・胃検診判定
- ・胃検診所見 1～6

### 3 各検査項目におけるデータ作成時の留意点

#### (1) 基本項目

項目	属性	桁数	留意事項
受付番号	英数字	9	提供する結果データには、受付番号の設定がないため、カンマ(,)を設定する。
職員番号	英数字	10	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある「職員番号」を入力する。
性別コード	数字	1	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある「性別」を、男性「1」、女性「2」として入力する。
生年月日	英数字	8	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある「生年月日」を西暦(yyyy mm dd)で入力する。

受診日	英数字	8	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある「人間ドック等を受診した日」を西暦(yyyymmdd)で入力する。
予定健診種別	英数字	3	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある予定健診種別コード(「担当者使用欄」に記載)を入力する。
実施健診種別	英数字	3	別途指定するコードで入力する。
健診実施機関コード	英数字	5	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある「受診した施設の名称」をもとに、別途指定するコードで入力する。
健診実施医師名	漢字	20	「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある、「受診した施設の医師の氏名」を全角で入力する。 なお、記載が無い場合は、カンマ(,)を設定する。
胸部エックス線実施機関コード	英数字	5	健康診断結果に、胸部エックス線結果を含む場合、「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある「受診した施設の名称」をもとに別途指定するコード表のコードで入力する。(胸部エックス線結果を含まない場合は、カンマ(,)を設定する。 ※胃検診データ作成時には入力不要。
胸部エックス線実施医師名	漢字	20	健康診断結果に、胸部エックス線結果を含む場合、「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にある、「受診した施設の医師の氏名」を全角で入力する。 なお、記載が無い場合は、カンマ(,)を設定する。 ※胃検診データ作成時には入力不要。
ファイル作成日	英数字	8	データファイルを作成した日を西暦(yyyymmdd)で入力する。
健診項目数	数字	3	「項目コード」「結果」「判定」を1セットとして、項目数をカウントし、入力する。 なお、今回の健康診断結果は「判定」を入力しないため、カンマ(,)を設定する。

## (2) 結果項目

それぞれの項目について、「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)を参照し、結果の記載のあるものについて、データを作成する。

各項目について「項目コード」「結果」「判定」をカンマ(,)で繰り返す。

なお、心電図、胸部エックス線、胃部エックス線以外は「判定」の入力は不要。

項目	単位	桁	留意事項
身長	cm	000.0	数値を入力する。
体重	kg	000.0	数値を入力する。
BMI		00.0	体重(kg)÷身長(m) <sup>2</sup> で算出し、小数点以下1位(小数点以下2位を四捨五入)まで入力する。

			例) 体重 65.2 kg、身長 168.5 cmの場合 $65.2 \div 1.685^2 = 22.96 \dots$ →四捨五入により 23.0
腹囲	cm	000.0	数値を入力する。
遠方視力		0	裸眼または矯正の結果を入力する。(ただし両方の結果がある場合は、両方入力する。)結果は別途指定するコードで入力する。
聴力検査方法		0	全件、オージオメータとして取扱う。別途指定するコードで入力する。
聴力	db	0	「所見あり」「所見なし」を別途指定するコードで入力する。
最高血圧	mm Hg	000	数値を入力する。
最低血圧	mm Hg	000	数値を入力する。
尿蛋白		0	結果は別途指定するコードで入力する。
クレアチニン	mg/dl	0.00	数値を入力する。
AST (GOT)	U/l	0000	数値を入力する。
ALT (GPT)	U/l	0000	数値を入力する。
$\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)	U/l	0000	数値を入力する。
尿酸	mg/dl	0.0	数値を入力する。
尿糖		0	結果は別途指定するコードで入力する。
HbA1c	%	00.0	数値を入力する。
血糖	mg/dl	0000	数値を入力する。
LDL コレステロール	mg/dl	000	数値を入力する。
HDL コレステロール	mg/dl	000	数値を入力する。
中性脂肪	mg/dl	0000	数値を入力する。
白血球	$\times 100/\text{mm}^3$	00.00	数値を入力する。
赤血球	$\times 1 \text{ 万}/\text{mm}^3$	0000	数値を入力する。
ヘモグロビン	g/dl	00.0	数値を入力する。
ヘマトクリット	%	00.0	数値を入力する。
心電図判定、所見			判定、所見は、別途指定するコードで入力すること。 (所見のコードは、「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にも記載する。)
胸部エックス線撮影日		8	「人間ドック等を受診した日」を入力する。(yyyy mm dd) なお、胸部エックス線検査結果が無い場合は、入力不要。
胸部エックス線判定、所見			判定及び所見を別途指定するコードで入力すること。(所見のコードは、「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にも記載する。)

			<p>なお、胸部エックス線検査結果が無い場合は、入力不要。          ※胸部X線所見は対象者によって0～6個の間で変動するため、記載されている所見分のデータを作成すること</p>
胃部エックス線撮影日		8	<p>「人間ドック等を受診した日」を入力する。(yyyy mm dd)          なお、胸部エックス線検査結果が無い場合は、入力不要。</p>
胃検診撮影区分			<p>「胃検診撮影区分」を入力する。(1)バリウムを選択している場合のコードは「1」、(2)胃カメラ検査を選択している場合のコードは「2」と、コードと番号は対応している。</p>
胃部エックス線判定、所見			<p>判定及び所見を別途指定するコードで入力すること。(所見のコードは、「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)にも記載する。)          ※胃検診所見は対象者によって0～6個の間で変動するため、記載されている所見分のデータを作成すること</p>
妊娠中・妊娠の可能性ありのみ			<p>性別欄の「女」を丸囲している者で妊娠有(可能性含む)の場合のみ、別途指定するコードで入力する。妊娠の有無(可能性含む)は「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)の右上部に記載があるため見落とさないよう注意が必要。          ※定期健康診断データ作成時「人間ドック等受診結果報告書」(別紙5)に妊娠(有・可能性有含む)と胃検診の結果のみが記載されている場合はデータ作成不要の場合があるので、必ず発注者に確認をとること。</p>

※結果データ作成に必要な各種コード表は、契約締結後に引き渡す。

#### 4 データ作成例

##### 【定期健康診断】

例) 基本項目と結果項目

受付番号	
職員番号	5110001
性別	1
生年月日	19650101
受診日	20190730
予定健診種別	020
実施健診種別	040
健診実施機関コード	00002
健康診断実施医師名	確定診断
胸部X線実施機関コード	00002
胸部X線実施医師名	比較読影
ファイル作成日	20191121
健診項目数	35

項目コード (入力はコードのみ)	結果	判定
9999	身長	179.7
9999	体重	71
9999	BMI	22
9999	腹囲	88.4
9999	遠方視力右(裸眼)	1.5
9999	遠方視力左(裸眼)	1.5
9999	聴力1000Hz右	0
9999	聴力1000Hz左	1
9999	聴力4000Hz右	0
9999	聴力4000Hz左	1
9999	最高血圧	108
9999	最低血圧	59
9999	尿蛋白	0
9999	クレアチニン	0.8
9999	AST	24
9999	ALT	6
9999	γ-GT(γ-GTP)	19
9999	尿酸	4.9
9999	尿糖	0

項目コード (入力はコードのみ)	結果	判定
9999	HbA1c	5.2
9999	随時血糖	102
9999	LDLコレステロール	121
9999	HDLコレステロール	60
9999	随時中性脂肪	65
9999	白血球	45
9999	赤血球	423
9999	ヘモグロビン	13.3
9999	ヘマトクリット	41.6
9999	心電図判定	A
9999	心電図所見1	11
9999	心電図所見2	12
9999	撮影年月日	20190730
9999	胸部判定	E3
9999	胸部X線所見1	11
9999	胸部X線所見2	12

上記データを、作成方法に基づいて csv データにした場合、次のようになる。

,5110001,1,19650101,20200730,020,040,00002,確定診断,00002,比較読影,  
20201121,35,9999,179.7,,9999,71,,9999,22,,9999,88.4,,9999,1.5,,9999,1.5,,9  
999,0,,9999,1,,9999,0,,9999,1,,9999,108,,9999,59,,9999,0,,9999,0.8,,9999,2  
4,,9999,6,,9999,19,,9999,4.9,,9999,0,,9999,5.2,,9999,102,,9999,121,,9999,6  
0,,9999,65,,9999,45,,9999,423,,9999,13.3,,9999,41.6,,9999,,A,9999,11,,9999  
,12,,9999,20200730,,9999,,E3,9999,11,,9999,12,

(参考) 妊娠ありの場合のデータ作成例

,1111111,2,19900401,20220811,010,040,00005,,,,,20220926,30,1010,155.1,,1020,45.6,,1030,19.0,,1040,  
58.0,,1110,1.5,,1120,1.5,,1210,1,,1220,0,,1230,0,,1240,0,,1250,0,,1310,98,,1320,60,,2010,0,,2020,0.81,,  
2110,18,,2120,15,,2130,40,,2210,5.0,,2310,0,,2320,5.5,,2330,89,,2410,120,,2420,45,,2430,120,,2510,55  
.00,,2610,500,,2620,10.5,,2630,35.5,,M142,2,

【胃検診】

受付番号	987654321
職員番号	1234567
性別	1
生年月日	19650101
受診日	20160801
予定健診種別	110
実施健診種別	130
健診実施機関コード	00002
健康診断実施医師名	健診太郎
胸部X線実施機関コード	
胸部X線実施医師名	
ファイル作成日	20160810
健診項目数	4

項目コード (入力はコードのみ)		結果	判定
9999	胃検診撮影区分	2	
9999	胃検診判定	B	
9999	胃検診所見1	112	
9999	胃検診所見2	130	
9999	胃検診所見3	198	

上記データを、作成方法に基づいて csv データにした場合、次のようになる。

,1234567,1,19650101,20200801,120,130,00002,  
健診太郎,,,20201121,5,9999,2,,9999,B,,9999,112,,9999,130,,9999,198,

(参考) 胃カメラ検査の場合のデータ作成例

,2222222,1,19721109,20220818,120,130,00037,守屋雄介,,,20221130,3,3110,2,,3115,B,,3131,83108,

# 令和8年度 人間ドック等受診結果報告書

別紙5

大阪市教職員健康診断について、人間ドック等で結果を代用することを希望しますので、次の通り報告します。

校園名	区				職員番号	※7桁			
氏名					性別	※いずれかに○ 男・女			
生年月日	西暦		年		月		日	妊娠	※いずれかに○ 有・無

- 以下の内容について、医療機関の結果通知書等と裏面（記入にあたっての注意）を確認しながら正確に記入してください。
- **市教委で受診した項目の結果は記入不要です。**（例：胸部X線検査のみ市教委分で受診→「胸部X線」欄は空欄で提出）
- 「\*」印の項目は法定項目です（必ず結果の記載を）。記入後は結果通知書等の写しと一緒に管理職に提出してください。

受診した施設の名称	※省略せず、正式名称でご記入ください。				その他の場合の施設名を記載									
人間ドック等を受診した日	西暦	20	年		月		日	受診した施設の医師氏名	※結果通知書に医師名の記載がある場合は記入。					
心電図*	判定	※市教委区分のいずれかに○（裏面参照） A 正常範囲内 B 経過観察 C 要精密検査 D 要受診 区分が分からない場合は、判定内容を具体的に記入				身長*				cm	赤血球*	※単位注意（裏面参照） ×1万mm <sup>3</sup>		
	所見1	※結果通知書等に記載のある所見を転記				体重*	※右詰め				ヘモグロビン* (色素/Hb)	※右詰め		
	所見2	※結果通知書等に記載のある所見を転記				腹囲*	※右詰め				ヘマトクリット (Ht)	※右詰め		
	所見3	※結果通知書等に記載のある所見を転記				視力* (右)	裸眼	※小数点1位まで記入または該当に○ または 0.1未満			白血球	※単位注意（裏面参照） ×100mm <sup>3</sup>		
胸部X線*	判定	※市教委区分のいずれかに○（裏面参照） D3 所見なし D2 有所見健康 E1 要経過観察 E3 要精密検査 区分が分からない場合は、判定内容を具体的に記入				視力* (左)	裸眼	※小数点1位まで記入または該当に○ または 0.1未満			AST* (GOT)	※右詰め		
	所見1	※結果通知書等に記載のある所見を転記				聴力* (右)	1000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			ALT* (GPT)	※右詰め		
	所見2	※結果通知書等に記載のある所見を転記				聴力* (右)	4000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			γ-GT* (γ-GTP)	※右詰め		
	所見3	※結果通知書等に記載のある所見を転記				聴力* (左)	1000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			LDL コレステロール*	※右詰め		
胃検診* (40歳以上は必須)	判定	※市教委区分のいずれかに○（裏面参照） A 異常所見無 B 経過観察 C 要精密検査 区分が分からない場合は、判定内容を具体的に記入				聴力* (左)	4000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			HDL コレステロール*	※右詰め		
	胃検診撮影区分	受診した検査に○をつけてください (1)バリウム (2)胃カメラ検査				聴力* (左)	4000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			中性脂肪* (選択肢どちらかに必ず○を)	選択肢：空腹時 or 随時 mg/dl		
	所見1	※結果通知書等に記載のある所見を転記				聴力* (左)	4000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			尿酸	※右詰め		
	所見2	※結果通知書等に記載のある所見を転記				聴力* (左)	4000Hz	※いずれかに○（裏面参照） 0：所見なし 1：所見あり			血糖* (選択肢どちらかに必ず○を)	選択肢：空腹時 or 随時 mg/dl		
					最高 (収縮期)	※右詰め			HbA1c* (NGSP値)	※右詰め				
					最低 (拡張期)	※右詰め			クレアチニン	※右詰め				
					尿糖*	※いずれかに○ - ± + ++ +++			※担当者使用欄					
					尿たんぱく*	※いずれかに○ - ± + ++ +++			定期			胃		

# 記入にあたっての注意

人間ドック等は、受診機関により結果通知等の書式が異なります。

「人間ドック等受診結果報告書」の記載にあたっては、以下の注意事項を確認のうえ、誤りが無いよう十分に注意してください。

**（市教委の健康診断で受診した項目については、この用紙に結果を記載する必要はありません。）**

## 1 「心電図」「胃検診」「胸部エックス線」の判定について

受診機関により、結果判定の記号（「A」、「B」など）の意味が市教委と異なる場合があります。

**システムには市教委判定基準での登録になりますので、判定結果の意味を確認し、「市教委の判定」に置き換え記入してください。**

（例：受診機関の判定「C:経過観察」の場合 ⇒市教委の判定「B:経過観察」で記入。 （注）「C」と記入→判定が「要精密検査」になる。

### 【心電図・胃検診】

受診機関の判定（意味）	市教委の判定（こちらで記入）	
	心電図	胃検診
「所見なし」「異常なし」「正常範囲内」「有所見健康」「放置可」など	A：正常範囲内	A：異常所見なし
「〇か月後経過観察」「軽度異常を認めるが日常生活に支障なし」 「医師や看護師の指導により生活習慣の改善が必要」など	B：経過観察	B：経過観察
「再検査が必要」「精密検査が必要」など	C：要精密検査	C：要精密検査
「要治療」「治療継続」「治療中」など	D：要受診	

### 【胸部エックス線】

受診機関の判定（意味）	市教委の判定（こちらで記入）
「所見なし」「異常なし」など	D3：所見なし
「有所見健康」「放置可」など	D2：有所見健康
「〇か月後経過観察」「軽度異常を認めるが日常生活に支障なし」 「医師や看護師の指導により生活習慣の改善が必要」など	E1：要経過観察
「再検査が必要」「精密検査が必要」「要治療」「治療継続」「治療中」など	E3：要精密検査

## 2 「聴力検査」の判定について

聴力検査の結果が数値で記載されている場合は、「市教委の判定」にて「所見あり」「所見なし」を記入してください。

音域	結果	市教委の判定(こちらで記入)
1000Hz（低音域）	≤30db	所見なし
	>30db	所見あり
4000Hz（高音域）	≤40db	所見なし
	>40db	所見あり

## 3 「赤血球」「白血球」の単位について

受診機関により、結果の単位や桁数が異なる場合があります。下記を参考に換算し、結果を記載してください。

・市教委の結果で使用する単位：「mm<sup>3</sup>」（ミリ立方メートル） ※「μℓ」（マイクロリットル）は、「mm<sup>3</sup>」と同義。

・桁数を確認してください。

単位「μℓ」「mm<sup>3</sup>」の前に、「×100」「×10000」などの記載がある場合があります。

人間ドック等の結果の桁数を確認し、市教委の桁数と異なる場合は換算してください。

（例：白血球数：受診機関で「640×10mm<sup>3</sup>」の場合 ⇒市教委の桁数では「64×100mm<sup>3</sup>」）

正常値	男	女	単位
赤血球	420以上	380以上	×1万/mm <sup>3</sup>
白血球	3 0 . 0 0 ~ 9 0 . 0 0		×100/mm <sup>3</sup>

項目	市教委で用いる 単位と桁数	人間ドック等での桁数			
		×10	×100 (10 <sup>2</sup> )	×1000 (10 <sup>3</sup> )	×10000 (10 <sup>4</sup> )
赤血球	× 1万mm <sup>3</sup>	1000で割る	100で割る	10で割る	換算不要
白血球	× 100mm <sup>3</sup>	10で割る	換算不要	10をかける	100をかける

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) データ作成、データ確認業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 個人情報等の保護に関する特記仕様書

### (個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

### (目的外使用の禁止)

- 第3条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (外部持出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第5条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

第7条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。